

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災の発生から12年が経過した。被災自治体においては、迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力をしているものの、被災者や被災企業への各種支援、農林水産業の再生等に加え、原子力発電所事故に起因する風評対策、放射性物質トリチウムを含むALPS処理水の処分など困難な課題が山積している。

加えて、新型コロナウイルス感染症への対応や物価高騰に伴う復旧・復興事業への影響など対処すべき課題が複雑多様化しており、被災地それぞれの状況に応じた柔軟な対応が必要となっている。

よって、国においては、持続可能で活力ある地域社会を創造できるよう、一日も早い被災地全体の復旧・復興に向け、特に下記の事項を実現されることを強く要望する。

記

1 東日本大震災からの早期復旧・復興について

(1) 「第2期復興・創生期間」における財政支援

- ① 震災復興特別交付税等地方財政措置について、被災地の実情に応じ、継続的な措置を講じること。
- ② 地盤沈下区域の嵩上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し、全面的に財政支援措置を講じること。

(2) 被災者の生活再建支援等

- ① 被災者の生活再建に向け、雇用対策や被災者支援総合交付金による支援など各種措置の充実強化を図ること。
- ② 災害援護資金の償還について、自治体の国に対する償還期限を延長するとともに、債権回収に向けた自治体個々の取組に係る経費について助成措置を講じること。
- ③ 生活保護、介護、保健・医療について、被災地の実情に応じた支援措置の充実強化を図ること。
- ④ 災害拠点病院における災害救急医療の増加経費や必要な医師の確保、患者の転院搬送等に要する経費等の負担に対し、支援措置を講じること。

(3) 地域産業の復旧・復興への支援

- ① 水産業及び関連産業、地元企業や商店街の本格的な復興など地域産業の復旧・復興に対する支援措置の充実強化等を図ること。
- ② 交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、魅力あふれる地域を創造するため、新産業の集積や教育・研究機関の誘致について、特段の措置を講じること。

(4) 伝承活動への支援

震災の記憶と教訓を後世に伝承していくため、人材育成、研修、情報交換など伝承活動の環境整備に取り組むこと。

2 原子力発電所事故災害への対応について

(1) 放射性物質対策事業の推進

- ① 除去土壤等の仮置場の原状回復など予算の確保に万全を期すとともに、現場保管に係る搬出困難事案の解消について制度設計を行うこと。
また、将来的に、搬出困難事案の対応については国の責任において最後まで実施すること。
- ② 仮置場での利用後、当該用地に集会所など福祉向上に資する施設等を整備する場合について、財政措置を講じること。
- ③ 放射能汚染濃度 8,000Bq/kg 超の指定廃棄物（焼却灰等）については、特定廃棄物埋立処分施設へ安全かつ早期に搬出すること。
- ④ 除去土壤等の県外最終処分に関する計画を提示すること。
- ⑤ 全ての除去土壤等が撤去された後のリアルタイム線量測定システムの配置のあり方については、各自治体や地域住民の意向を十分に踏まえ、理解を得ながら、配置基準や諸手続きを示すこと。

(2) 確実な汚染水・処理水対策

- ① A L P S 処理水の海洋放出を実施する前に理解と合意を得るよう、東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東京電力」という。）に対し指導すること。

また、それまでは陸上保管を継続し、タンク保管容量の余力の確保等についても検討するよう、東京電力に対し指導すること。

- ② トリチウムの分離技術について、実用化の可能性を前向きに評価し、当該技術の実用化に向けて全力を尽くすよう、東京電力に対し指導すること。
- ③ 根本的な原因である汚染水の発生を抑制し、将来的には防止するよう、高等教育機関などの様々な知見を参考にしながら抜本的な対策を講じるよう、東京電力に対し指導すること。

(3) 原子力損害賠償の適正な実施

- ① 被災者が独自に行った除染費用について、東京電力において全額賠償するよう強く申し入れること。
- ② 原子力災害に伴う市税等の減収及び住民の各種検査や風評被害対策など原子力発電所事故との因果関係が明らかな業務に要する費用について全額賠償するよう、東京電力に対し指導すること。
- ③ 国内外への正確な情報提供や農林畜産物等の販路拡大など、風評被害の防止・解消に向けた対策を強化し、風評の早期払拭を図るとともに、風評による損害に対する完全な賠償を早急に行いうよう、東京電力に対し指導すること。
- ④ 個人・法人及び自治体が被ったすべての損害に対し、適切で迅速な賠償を行うよう、東京電力に対し指導すること。

(4) 原子力災害に係る各種施策の推進

- ① 風評は観光産業に深刻な影響を及ぼしており、観光地のハード整備及び各種観光施策等について財政措置を講じること。
- ② 処理水を海洋放出する方針が決定されたことに伴う新たな風評の発生は、企業誘致活動や地域経済への影響が少なくないため、工業団地の整備及び企業誘致に係る助成制度の充実を図ること。
- ③ 増加する有害鳥獣の処理が適切に実施できるよう、広域的な規模での処理体制に係る財政措置を講じること。

- ④ 健康異常が早期発見できる徹底した健康管理体制を堅持するとともに、その費用の全額国庫負担を継続すること。
- ⑤ 原発事故以前の健全な状態へ回復するまでの間、固定資産税を免除するとともに、市税等の減収分を補填するため震災復興特別交付税の財源措置を継続すること。
- ⑥ 避難指示等対象地域における医療費一部負担金、介護保険利用者負担、国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料の被保険者の免除について、国の特別の財政支援を継続すること。
- ⑦ 農林業系汚染廃棄物については、適切な処理の促進と最終処分までの適切な保管のため、技術的・財政的支援を継続すること。

(5) 原子力災害にかかる中長期的な対応

- ① 人への健康影響等が懸念される箇所が新たに判明した場合には、リスクコミュニケーションによる不安解消や線量低減化などの環境回復措置について、永続的な支援策を講じるとともに、将来的に国の責任において実施すること。
- ② 原子力災害からの創造的復興を成し遂げるため、今後とも国が前面に立って、風評払拭や健康管理、心のケアなどに取り組むこと。
- ③ 福島再生加速化交付金について、風評払拭の取組強化に向けた財政支援の拡充を図るとともに、地域の実情に応じた取組も対象とすること。

以上決議する。

令和5年6月14日

全国市議会議長会